東浦町公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定するため、当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の令和8年11月20日（金）までに当該都市計画の案について、町長に対し意見書を提出することができる。

令和8年11月6日

東浦町長　日　髙　輝　夫

1　都市計画の種類
　地区計画
2　都市計画を定める土地の区域
　知多郡東浦町大字森岡字栄北、栄南、南古新田、取手の各一部
3　都市計画の案の縦覧場所
　東浦町まちづくり部都市デザイン課